

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区教育用端末調達及び運用管理委託	5200467
工（納）期	令和12年3月31日	
契約締結日	令和6年4月15日	
契約金額	3,233,387,454円（消費税込み）	

契約相手方	内田洋行・FLCS 荒川区教育用端末調達及び運用管理コンソーシアム 東陽町オフィス (法人番号：3010601023321)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件名	荒川区教育用端末調達及び運用管理委託
指名業者 (案)	名称 内田洋行・FLCS 荒川区教育用端末調達及び運用管理コンソーシアム 東陽町オフィス 所在地 東京都江東区東陽2丁目3番25号 代表者 (株)内田洋行営業統括グループ 取締役上席執行役員 営業統括グループ統括 小柳諭司
特命理由	<p>本件は、荒川区立小中学校全校で利用されているタブレットPC全台とノートPCの一部の入替、校務仮想環境の構築及び校内ネットワーク機器の設置・設定さらにそれらの5年間の運用保守を行う業務委託である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は、公募型プロポーザル方式による事業選定を行っており、上記業者は一次審査、二次審査の合計で唯一8割を超える得点率を獲得し、選定されたものである。特に重点項目である保守・運用・サポートに関する提案については、保護者向け電話対応窓口の土日実施の提案等が高く評価され、9割以上の得点を獲得している。</p> <p>また、上記業者は、審査全体を通して、審査項目の全てで他の2社の得点率を上回っており、適切かつ確実な実施が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)